

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤 永 知 子 外31名

被告 埼 玉 県 知 事 外1名

## 求 釈 明 申 立 書

2009(平成21)年2月25日

さいたま地方裁判所第4民事部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐 々 木 新 一

弁護士 南 雲 芳 夫

弁護士 野 本 夏 生

弁護士 小 林 哲 彦

訴訟復代理人 弁護士 伊 東 結 子  
外

記

被告らは、国土交通省関東地方整備局に対して行った「利根川栗橋地点における確保流量等の設定方法について」の照会とその回答を本裁判期日の直前に送付してきた。その回答の大半は国土交通省の従前の説明を繰り返すものであり、その問題点と誤りについてはあらためて準備書面で詳述することにするが、今回の回答においても利根川・栗橋地点の確保流量、

正常流量、取水制限流量の相互の関係が不明瞭なままとされている。

そこで、原告は、下記のとおり、被告に対し、国交省が回答の中で用いている確保流量、正常流量、取水制限流量の概念および定量的な算出根拠を被告としてはどのようなものと把握しているのか明らかにするよう求める。

## 記

【利根川・栗橋地点の確保流量、正常流量、取水制限流量の定量的な算出根拠について】

1, 国土交通省は今回の回答で次のとおり、説明している。

安定供給可能量を求めるために計算に用いている栗橋地点の非かんがい期の確保流量（4頁）

維持流量と不特定用水及び開発水量を合計した流量で、約  $90 \text{ m}^3 / \text{s}$

不特定用水（3頁）：従来から河川の自流により利用されている用水

開発水量（3頁）：既存の上流ダム群やハッ場ダム、南摩ダムの計画取水量

利根川水系河川整備基本方針の栗橋地点の正常流量（4頁）

維持流量に、不特定用水及び開発水量のうちの既に許可されている安定水利権量、支川流入量等を考慮して決められており、非かんがい期に概ね  $80 \text{ m}^3 / \text{s}$

水利使用規則における栗橋地点の取水制限流量（5頁）

基準地点より下流の維持流量及び既得水利権量の合計によって決定

（非かんがい期  $79 \text{ m}^3 / \text{s}$ ）

既得水利権量（4頁）：不特定用水及び開発水量のうちの既に許可されている安定水利権量

2 , 開発水量を既設ダム開発水量と新規ダム開発水量に分ければ、以上の説明は次のように整理される。(新規ダム：ハツ場ダムと南摩ダム)

栗橋地点の確保流量(約90 m<sup>3</sup>/s) = 維持流量 + 不特定用水 + 既設ダム開発水量 + 新規ダム開発水量

栗橋地点の正常流量(約80 m<sup>3</sup>/s) = 維持流量 + 不特定用水 + 既設ダム開発水量 - 支川流入量等

栗橋地点の取水制限流量(79 m<sup>3</sup>/s) = 維持流量 + 不特定用水 + 既設ダム開発水量

3 , これら三者の関係が不明瞭である。まず、 と の違いは新規ダム開発水量の有無となるが、両者の差(90 - 79 = 11 m<sup>3</sup>/s)は新規ダム(ハツ場ダムと南摩ダム)による栗橋地点の開発水量と一致しない<sup>〔注〕</sup>。また、 と の違いは支川流入量等を考慮するか否かであるが、その差がわずか1 m<sup>3</sup>/s(80 - 79 m<sup>3</sup>/s)なのであろうか。三つの数字の相互関係が不明瞭であって、それぞれがばらばらに求められているようにも思われる。

〔注〕国土交通省の資料によれば、栗橋地点(及び同地点より下流)の開発水量はハツ場ダムが最大3.91 m<sup>3</sup>/s、南摩ダムが最大で1.576 m<sup>3</sup>/sである。

しかし、 は安定供給可能量の計算結果を左右する基礎数字、 は利根川水系河川整備方針が定める最も基本となる数字、 は水利使用規則で取水を制限する拘束力のある数字であり、いずれも重要な意味を持つ数字であるから、ばらばらに求められてよいわけがなく、明確な相互関係がなけ

ればならないはずである。

4 , ついては、これら三つの数字の算出根拠を定量的に明らかにすることを求める。すなわち、次の事項を明らかにされたい。

( 1 ) 栗橋地点の確保流量 ( 約 9 0 m<sup>3</sup> / s ) を構成する維持流量、不特定用水、既設ダム開発水量、新規ダム開発水量はそれぞれ何 m<sup>3</sup> / s か。

( 2 ) 栗橋地点の正常流量 ( 約 8 0 m<sup>3</sup> / s ) を構成する維持流量、不特定用水、既設ダム開発水量はそれぞれ何 m<sup>3</sup> / s か。そして、支川流入量等として考慮した流量は何 m<sup>3</sup> / s か。

( 3 ) 栗橋地点の取水制限流量 ( 7 9 m<sup>3</sup> / s ) を構成する維持流量、不特定用水、既設ダム開発水量はそれぞれ何 m<sup>3</sup> / s か。

5 , 仮に被告において上記 3 点の釈明事項についての説明を行うことが困難である場合には、被告において国土交通省に対し再度照会を求め、国土交通省から回答を得た上で、それらの事実を明らかにするよう求める次第である。

以上